

厚生委員會議錄 第二十二号

昭和二十七年四月三日(木曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 大石 武二君
理事 青柳 一郎君 理事 九山 直友君
理事 亘 四郎君 理事 金子 與重郎君
理事 岡 良一君

逋澤 寛君 稻田 直道君
小平 久雄君 高橋 等君
田中 元君 玉置 信一君
寺島隆太郎君 松永 佛骨君
松井 豊吉君 若林 義孝君
柳原 三郎君 堤 ツルヨ君
荻田アサノ君 青野 武一君
寺崎 覺君

出席國務大臣

厚生大臣 吉武 惠市君
出席政府委員

厚生政務次官 松野 頼三君
引揚援護庁長官 木村忠二郎君
引揚援護庁次長 田辺 繁雄君
委員外の出席者

専門員 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君
専門員 山本 正世君

四月三日

委員新井京太君、小玉治行君、長尾連生君、星島二郎君及び堀川恭平君
辞任につき、その補欠として小平久雄君、玉置信一君、若林義孝君、稻田直道君及び逋澤寛君が議長の指名で委員に選任された。

四月二日

母子福祉法制定の請願(福井勇君紹)

第一類第八号

厚生委員會議録第二十号 昭和二十七年四月三日

介(第一八四四号)

国立登別病院存置への請願(小平忠君紹介)(第一八四五号)
あんな、はり、きゅう及び柔道整復師の免許制度存続等の請願(鈴木仙八君紹介)(第一八四六号)
同(世耕弘一君紹介)(第一八四七号)
同(金子與重郎君紹介)(第一九〇〇号)
国立鳥取病院存置の請願(足鹿寛君紹介)(第一八八八号)
国立山形病院存置の請願外一件(松浦東介君外一名紹介)(第一八六九号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大に関する請願(金子與重郎君外一名紹介)(第一八七〇号)
狂犬病予防法の一部改正反対に関する請願(田中啓一君紹介)(第一八七二号)
復員船東渡九死に生還した死亡軍人の遺族援護に関する請願(關谷勝利君紹介)(第一九〇一号)
理容師美容師法存続等に関する請願(高橋等君外二名紹介)(第一九二八号)
元軍属の援護対策確立に関する請願(前田榮之助君紹介)(第一九三〇号)
の審査を本委員会に付託された。

同日
厚生省業務局存置に関する陳情書外一件(新潟県農林師範協会会長安藤賛雄外一名)(第一一三四号)
同(島根県農林師範協会会長木村定晴)(第一一三五号)

国民健康保険に対する国庫補助金の増額に関する陳情書(東京都議會議長菊池氏一外九名)(第一一三六号)
附添婦制度改悪反対に関する陳情書(国立神戸療養所患者自治会代表矢部弘道外二百四十九名)(第一一三七号)
遺族補償に関する陳情書(宮城県連合遺族会代表千葉新吾)(第一一三八号)
戦没船員の遺族援護に関する陳情書(全日本海員組合大阪支部代表岡野正雄)(第一一四〇号)
戦争による未亡人援助に関する陳情書(滋賀県蒲生郡安土村未亡人会会長本間ちあ外十八名)(第一一四一号)
更生資金の予算復活に関する陳情書(東京都副知事春彦)(第一一四二号)
簡易水道施設の国庫補助に関する陳情書(東京都議會議長菊池氏一外九名)(第一一七一七号)
四国横断道路の早期完成と忽那七島を国立公園に編入に関する陳情書(愛媛県町村議會議長武井隆一)(第一一七二七号)
を本委員会に送付された。

本日、の會議に付した事件
戦傷病者戦没者遺族等援護法案(内閣提出第六六号)
○大石委員長 これより會議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法案を議題とし審査を進めます。

○金子委員 議事進行について――きようは午前十時の開会のはずでありましたけれども、自由党といたしまして、また野党連合といたしまして、原案に対する修正の問題が出まして、憲政の修正問題が出て、本日その修正によつて會議が進められると思ひますが、野党連合の修正案のオーケーがまだ参つておりません。一応どういふ点がいけないかということに對して、今交渉中でございますので、もしでき得るならば、この問題をはつきりさせまして、しかる後にこの審査に入ることが望ましいんじゃないか、こういうふうにお思ひますので、一応私から委員長にお願ひいたします。皆さんにお諮り願ひしたいと思います。

○大石委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○大石委員長 速記を始めて。
ただいま金子委員より、審議をしばらく待とうという動議がございましたが、これを採決に付したいと思ひます。金子君の動議に御賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕
○大石委員長 起立少数。よつて金子君の動議は否決されました。

本日、高橋等君より、自由党を代表して本案に対する修正案が提出されました。これは印刷物として諸君のお手元に配付してある通りでございます。

これより本修正案についての趣旨弁明を求めます。高橋等君。

○高橋(等)委員 私は自由党を代表いたしまして戦傷病者戦没者遺族等援護法案に對しまして、修正の意見を申し述べたいと思ひます。
その修正のおもなる点をまず申し上げますと、政府の提案理由の説明にもありますように、本法は、国家補償の精神に基いて援護を行うものとするといふことであります。戦争行為を強制せられまして、そうして犠牲を受けました人々に對しましては、国家は補償をなす責任があるのであります。従ひまして、本法の目的、すなわち第一條に、国家補償の精神に基き援護をなすことを目的とする、と「国家補償の精神に基き」ということを加へまして、本案の目的をはつきりとさせたといふ考えます。これが第一の修正点であります。

次に、遺族一時金につきましては、政府といつてと質疑をかわしておきます内容の中に、弔慰のためという意味が非常に多分に含まれておる、こういう説明を承つておるのであります。われわれはこの遺族一時金は、弔慰金と解釈をいたしたのであります。従ひまして、その遺族一時金の規定をいたしておきます三十四條の規定に、遺族一時金を支給するといふことに對しまして「弔慰のため、遺族一時金を支給する。」という目的を加へたいと考えます。

さらに、遺族一時金について、第三

十五條にいろいろ制限ができております。ことに、その支給の範囲は、祖父母までとなつておりますが、これを兄弟姉妹にまで拡張すること、また戦没者によつて生計を維持し、またはその者と生計をともにしていたものという、こういう條件を削除いたします。また子、孫につきましては年齢制限を撤廃いたします。及び夫は不具障害等の夫に一時金を支給することになつておりますが、こうした條件を削除いたします。そして遺族年金を受取る人の範囲を拡張したために、三十五條をたゞいま申し上げました点において修正をいたしたいと存じます。

次に、四十三條の遺族年金につきましては、これは全額を一時に支拂うこと、従つて後拂いの規定でなしに、これを前拂いできるというようにいたします。しかし、これは昭和二十七年年度に限つての規定であります。また年度の途中で権利を獲得した人については、月割計算を行います。そうでない場合には、これは権利を喪失せる者には、支拂ひました年金を返還する義務を二十七年年度に限つて免除する、こういうふうにそれ、附則を改めたいと考えます。

次に、十四條、十五條につきまして、障害年金、遺族年金については、三年以上の懲役に処せられた場合、在職期間内における職務に關する犯罪によつて禁錮以上の刑に処せられた者等につきましては、支給権が消滅をいたすことになつております。しかし、これは消滅でなしに、その刑が済みますまでの間はこれを停止するということが適當であるので、そのようにこの変更をいたしたいと存じます。なお遺族

一時金につきましては、戦没者が戦没後本年四月一日までの間に、三年以上の懲役等に処せられた場合におきましては、一時金を受取る権利が消滅をいたすことになつておりますが、これは四月一日現在で、刑の執行せられておりません場合、それまでに刑が済んでおるような人には、これを消滅させないで一時金を支拂うということに修正をいたしたいのであります。

次に、二十七條の規定で、障害年金の受給者が、その障害年金を受取る事由により死亡した場合は、場合に依りまして、遺族年金の限度を二万四千円といたしてあります。しかしこの二万四千円は六項症を限度としたものであるものであります。實際に障害年金は一項症から六項症までであるのであります。従つて、その生前に障害年金を受けていた額の範囲内を限度としたことが適當であらうと考えまして、そのように修正をいたしたいと存じます。

さらに、遺族一時金の受取人につきましては、お手元に表が差上げてありますが、第三十六條の關係でありまして、常時戦死者の葬祭をなすものと推定せられる者を優先せしむる、それとともに、その他の者につきましても順位を繰下げまして、兄弟姉妹までの範囲においては支給を受け得ない者がなないように措置をいたしたのであります。従つてここで、たとえば配偶者の中で遺族と婚姻をした者、あるいは遺族の養子となつた者、あるいは夫の氏のまま婚姻をした者等につきましては、これは普通の婚姻をしない、あるいはまた養子縁組をしない戦死者と同氏のままでおります配偶者と同じ順位にいたしまして、これらの者に一時金を支給する道を開いたのであります。子、父母、祖父母あるいは兄弟姉妹につきましては、同氏のまま婚姻をせざる遺族の養子となつた者等についても同じであります。ただ、ここで條文的に申し上げますと、同氏のままで婚姻をせざる者という場合におきまして、死亡した者と親族關係にあることを條件としたのであります。従ひまして、子供がもし氏と同じでありまして、親の氏を名乗つておらない場合は、これは同氏のままとは見なさないわけでありまして、他の同じ、たとえば山田でありまして、親からの氏の山田を名乗つてゐる場合と、他家に移りまして山田を名乗つてゐる場合とは、そこに條文的にはつきりとした區別をつけてあるのであります。死亡した者と親族關係にあることを條件としたのであります。その点を一言つけ加えておきます。なお兄弟姉妹につきましても、配偶者と婚姻をせざる者、また子供及び孫については、母親とともに実家に入籍せる者も、順位をそれ、普通の子あるいは普通の兄弟と同じような順位にいたし、広く戦死者の葬祭をなすものと推定せられる者を優先せしむることといたしたのであります。なおその他、たとえばそれ以外の配偶者、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹につきましては、それ、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位によりまして、これらの者の次順位として一時金を支給いたしますことといたしまして、兄弟姉妹までの範囲内においては支給を受け得ない者がないように措置をいたしたのであります。これは甲慰金の性格から考えますと、當然の修

正と申さねばならないのであります。次に、この遺族一時金は公債でありまして、その利子は大体後拂ひが原則であります。六年もの長い間、何らの給與なしに過ぎました遺族の立場を考慮いたしまして、二十七年年度におきましては、公債の利子の前拂ひをいたすということにいたしましたのであります。その規定を附則の九項に挿入をいたしました。

並びに同條第二項中「この法律の施行後」を「昭和二十七年四月一日以後」に改める。

第十一條第三号中「この法律の施行前に」を「昭和二十七年三月三十一日以前に」に改め、「から第四号までの一」を削る。

第十四條第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同條第二項中「前項第五号」を「前項第三号」に改める。

第十五條第一項中「三年以下の懲役又は禁錮の刑」を「禁錮以上の刑」に改める。

第十七條第一項及び第二十一條第一項中「視力障害、聴力障害」を「視覚障害、聴覚障害、言語機能障害」に改める。

第二十五條中「この法律の施行の際（死亡した者の死亡の日が、この法律の施行後であるときは、その死亡の日）」を「昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が、昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）」において改める。

戦傷病者戦没者遺族等援護法案に對する修正案

戦傷病者戦没者遺族等援護法案の一部を次のように修正する。

第一條中「又は死亡に關し、」の下に「國家補償の精神に基き、」を加える。

第三條第一項第一号中「期間」の下に「（もとの陸軍の見習士官又はもとの海軍の候補生若しくは見習尉官の身分を有していた期間を含む。）」を加える。

第七條第一項中「（もとの陸軍の見習士官又はもとの海軍の候補生若しくは見習尉官については、これらの者がその身分を有していた期間。この節中以下同じ。）」を削り、「この法律の施行の際（左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日）」を「昭和二十七年四月一日（左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日）」に改める。

第二十九條第二号中「死亡後」を「死亡の日以後」に、「この法律の施行前」を「昭和二十七年三月三十一

第二十七條第二項中「總額が二万四千円」を「總額が死亡した者が死亡の當時受けるべき障害年金の額に、二万四千円を、」を「死亡した者が死亡の當時受けるべき障害年金の額に相當する額を、」に改める。

第二十八條の見出し中「遺族年金受給権者」を「遺族年金を受取る権利を有する者が」に改める。

第二十九條第二号中「死亡後」を「死亡の日以後」に、「この法律の施行前」を「昭和二十七年三月三十一

日以前に、「第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号まで」を「第三十一條第二号、第三号又は第五号から第七号まで」に改める。

第三十條第一項中「この法律の施行後」を「昭和二十七年四月一日以後」に改める。

第三十一條の見出し中「遺族年金受給権」を「遺族年金を受ける権利」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第三十四條第一項中「遺族には」の下に「弔慰のため」を加える。

第三十五條第一項を次のように改める。

遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の當時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の當時日本の国籍を有していたものとする。

第三十六條を次のように改める。

(遺族の順位)

第三十六條 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、左に掲げる順序とする。但し、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者(第七号に掲げる者を除く)。
二 子(第八号に掲げる者を除く)。
三 父母(第九号に掲げる者を除く)。
四 孫(第十号に掲げる者を除く)。

五 祖父母(第十一号に掲げる者を除く)。
六 兄弟姉妹(第十二号に掲げる者を除く)。

七 死亡した者の死亡の日以後、昭和二十七年三月三十一日以前に、遺族(前條第一項に規定する者をいう。この條中以下同じ)以外の者の婚姻し(死亡した者と同じ氏を称していた配偶者が、その氏を改めない場合を除く)、又は遺族以外の者の養子となつた配偶者

八 昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日。この條中以下同じ)において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない子(遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた子及び婚姻前の氏に復した配偶者の氏を称する子を除く)。又は死亡した者の氏と同じ氏を称していても、その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と親族関係にあること以外の事由に基くものである孫(遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた孫及び婚姻前の氏に復した子の氏を称する孫を除く)。

九 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない父母(遺族と婚姻した父母を除く)。又は死亡した者の氏と同じ氏を称していても、その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と親族関係にあること以外の事由に基くものである父母(遺族と婚姻した父母を除く)。

十 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない兄弟姉妹(遺族と婚姻した兄弟姉妹を除く)。

十一 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない祖父母(遺族と婚姻した祖父母を除く)。

十二 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない兄弟姉妹(遺族と婚姻した兄弟姉妹を除く)。

て、死亡した者の氏と同じ氏を称していない孫(遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた孫及び婚姻前の氏に復した子の氏を称する孫を除く)。又は死亡した者の氏と同じ氏を称していても、その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と親族関係にあること以外の事由に基くものである孫(遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた孫及び婚姻前の氏に復した子の氏を称する孫を除く)。

十一 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない祖父母(遺族と婚姻した祖父母を除く)。

十二 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない兄弟姉妹(遺族と婚姻した兄弟姉妹を除く)。

十三 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない兄弟姉妹(遺族と婚姻した兄弟姉妹を除く)。

十四 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない兄弟姉妹(遺族と婚姻した兄弟姉妹を除く)。

十五 昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない兄弟姉妹(遺族と婚姻した兄弟姉妹を除く)。

三 号中「禁こ以上の刑に処せられ、」の下に「昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日)において、」を加える。

第四十四條第一項中「不具廢疾の狀態」の下に「その他必要な事項」を加える。

第四十九條の見出しを「(年金及び国債元利金の支拂)」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第三十七條に規定する国債の元利金の支拂に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

附則第一項を次のように改める。
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

附則第三項中「この法律の施行の際」を「昭和二十七年四月一日において」に、「この法律の施行後」を「昭和二十七年四月二日以後」に改める。

合においては、第三十條第一項の規定にかかわらず、当該年金の支給の終期は、昭和二十八年三月とする。

11 遺族年金は、昭和二十七年度分

12 前項の規定により遺族年金を支給した後に遺族年金の支給を停止する事由又は第二十七條第二項の規定により各遺族に支給すべき遺族年金の額に変更を生ずべき事由が生じた場合における返還すべき金額の返還その他に必要事項は、厚生省令で定める。

附則の末尾に第十七項として次の一項を加える。

17 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十四條及び第六十五條を次のように改める。

第六十五條 (取扱料金) 前條の規定による拂出に關する郵便振替料金に關する料金は、左の金額の範圍内において、郵政大臣が定める。

一 国債を買上げた場合 国債の額面金額の千分の二乃至千分の十に相當する金額

二 国債の元利金を支拂つた場合 支拂金額の千分の四十に相當する金額

以上であります。どうぞ何とぞ皆様方の御賛成をお願いしたいのであります。

なおこの修正動議に御賛成を賜りました後におきまして、私はさらに戦傷病者遺族等の国家補償制度を早急に確立する必要を認めますので、附帯決議案を提出したいと考へますので、さよう御了承を願ひたいと思ひます。

○大石委員長 ただいまより原案並びに修正案を一括議題として討論に付します。討論は通告順にこれを許します。金子重郎君。

○金子委員 私はいささか上程されております戦傷病者遺族等援護法案に對して、反對するものであります。

提案された政府提出原案に對するものと、自由党修正案に對するものと、これは未稍的な部分修正にとどまるのであります。本法律の目的を達成するためには、相当不満な点が多いのであります。この点についても反對いたすものであります。もちろん本法律の目的そのものに反對するものではないのであります。その内容が、わが政進党が年來主張しているものとはなほはしく相違してゐる。どうしても

納得できない、こういう点にあるのであります。

次に、そのうち重要な諸点を申し述べますと、第一に、本法律の性格の問題であります。戦争に参加いたしました戦傷病者となり、あるいはまた戦死した人々は、自己の意思いかんを問はず、国の至上命令として動員されたものであります。従つて、国が当然その補償、すなわち償いをなすべきだ、こういう考え方を持つておるのであります。そこで本法律の表題は、戦傷病者遺族等援護臨時措置法といふふうな形に改むべきだと思ふのであります。また今国会において議決された軍人恩給特例法も、昭和二十八年四月までの期限であるとして、当然一箇年の臨時措置法でありまして、それまでに恩給法特例審議會等において、抜本的な法律を立法いたしましたして、その補償対策を確立しなければならぬ、こういうことを考へておるわけでありまして、ただいま高橋委員が御説明になりましたように、この問題を後に附帯決議としておきめになるというところであるならば、何ゆゑにこれを法律として今修正できないかというところに、私は大きな疑問を持つものであります。この点は、遺家族厚生連盟や、また去る厚生委員会におきます公聴会の公述人の大多数の意見も、そういうことを主張しておるのであります。

次は、年金支給の金額でございます。戦傷病者の障害年金の政府案によりますと、特別項症年六万六千円、第一項症五万四千円、以下六千円下りである六項症までとし、二万四千円とどまることになつておるのであります。これをかりに戦争当時佐長であつた者

を、現行一般の恩給法の規定を適用した場合に、その受給者は、年額にいたしまして普通恩給、増加恩給、扶養加給から二人といつたとしても、特別項症の場合には九万二千五百円、第一項症の場合には七万三千六百円となるのであります。その間に非常な開きがあり、恩給規定の七割強にしか當つておらないのであります。

また遺家族年金について見ますと、現行の恩給法では、かりに月給一万円の公務員が公務で死亡したと仮定いたしましたときに、その遺家族が受けますところの扶養手当は六万六千円及び子供一人当り四千八百円という金額を支給されるのに対して、本法によりますところの戦死者の遺家族は妻一万人、老父母とも五千人、こ

ういうふうな比較にならない少額になるのであります。

次に本法案は、船員、学徒、徴用工等の戦傷病者、援護の対象から除外している点であります。船員の場

合、当時直接軍から給與を受けておつた者のみを取上げておるのであります。が、御承知の通り、戦争当時は、直接軍から給與を受けておるといふことを問はず、同じ立場に立つて戦闘に参加したたのであります。政府の説明によりますと、厚生年金あるいは船員保険というふうなものによつて支給されてゐるというのであります。これは問題が筋違ひであります。この金は国家の補償という今回出す金とは性格が違ふのであります。次に学徒、工員というものの、總動員法によりましてこれまた国家のために殉じた者でありますので、当然この中へ入

れなければならぬ、こう信ずるものであります。

それから、次は生活保護法を適用させている戦傷病者遺家族の問題でございます。この問題について、法律として何ら触れておらないのであります。が、政府はこの問題は、出先の機關において運用上よろしきを得るといふ説明にとどまつてゐるのであります。それで私は私も納得が行かないのであります。たとえば、東京都におけるところの戦争未亡人が、子供二人、親二人、計五人の家族を持つたといつたしますと、生活保護法による支給金額は六千六百九十円を支給されてゐるのであります。この場合それが戦争遺家族として今度の原案によつて国家から年金を支給された場合に、月額二千五百円に當つてゐるのであります。そうだとすれば、生活の最低線を保持しようとする気の毒な遺家族に對しては、今度の法律による恩給といふものは、経済的には何ら意味がないといふ結論になるのであります。なお場合によつては、そのために失格もな

くちやならぬといふことになるのであります。政府の説明しておりますところの遺家族援護に要する経費の説明におきまして、生活保護費が四億三千七百九十九万四千七百九十九円と

なつてゐる。政府の説明しておりますところの遺家族援護に要する経費の説明におきまして、生活保護費が四億三千七百九十九万四千七百九十九円と

なつてゐる。政府の説明しておりますところの遺家族援護に要する経費の説明におきまして、生活保護費が四億三千七百九十九万四千七百九十九円と

なつてゐる。政府の説明しておりますところの遺家族援護に要する経費の説明におきまして、生活保護費が四億三千七百九十九万四千七百九十九円と

なつてゐる。政府の説明しておりますところの遺家族援護に要する経費の説明におきまして、生活保護費が四億三千七百九十九万四千七百九十九円と

なつてゐる。政府の説明しておりますところの遺家族援護に要する経費の説明におきまして、生活保護費が四億三千七百九十九万四千七百九十九円と

以上は、問題になる点のきわめてあらましを三、四の点を述べたのであります。が、厚生委員会といたしましては、戦傷病者援護補償の問題を取上げまして、昨年第十国会以来一年有余にわたつて、厚生委員会において小委員会を置いて、會議を重ねること三十數回、與野党を問はず、まつたく一致いたしましたのであります。その結果、厚生委員会の決議として政府に申入れたのであります。私がただいま述べておりますところの諸点は、當時その決議の中にも含まれておつたのであります。従つて、與野の諸君も、この問題は當時は重々賛成しておられた問題でございます。しかるに政府は、厚生委員会の決議した案に比較的近づいたものを主張しておつた前厚生大臣案を、橋本個人案だといふやうなことを弄つてしまひ、なおその上に橋本厚生大臣の首をすげかえて、兼任大臣であるところの現大臣を充てまして、そして総額二百三十七億と、公債一人当り五万円、こういう金額を予算に計上して、強引に予算を通過させたのであります。

政府は本法案の審議にあたりまして、各委員が質問に當りますと、常に御趣旨の点はよく了解しておる、しかし遺憾ながら予算がないからやむを得ぬ、こういうふうなことを答弁しておるのであります。が、一体法律案がどういふものであるかといふことを、全然国会に提案しないで置いて、そして予算の頭金だけをきめて置いて、あとで金がないといふことは、私はどうして

もろくつが通らぬと思ふのであります。のみならずこういうふうなやり方

もろくつが通らぬと思ふのであります。のみならずこういうふうなやり方

もろくつが通らぬと思ふのであります。のみならずこういうふうなやり方

もろくつが通らぬと思ふのであります。のみならずこういうふうなやり方

もろくつが通らぬと思ふのであります。のみならずこういうふうなやり方

もろくつが通らぬと思ふのであります。のみならずこういうふうなやり方

は、国会における法案の審議を無視するものであると私は思うのであり、また、本件は、一箇年前から委員会が取上げて、この金額も相当の金額を要しますし、しかも法律の内容はいろいろの法律のかみ合いがあり、複雑なものであります。ゆえに、一層こういふふうな法律に對しては、まず法律というものを先にださなければならぬ。また委員会において一年も前からそういう問題が熱心に研究されておることを、政府は十分知っておるのであります。にもかかわらず、予算を通してから法律を出して来ておる。こういうことは、私もこのあり方に対しては、どうしても納得が行かないのであります。

最後に、私は一言申し上げますが、私も、野党なるがゆえに、できない相談を持つて行つて反對するといふふうな考え方は、毛頭持つておりません。国の財政にもおのづからある限度があることは、よう承知しておるのであります。しかしながら、戦争犠牲者は、まづたつた国家のために赤紙一枚で動員されたものでありまして、国家存立のために一命をささげたのであります。これらの戦没者二百萬のうち、はたして軍国主義者として行動した者が一体何人あるか、ただ純真な気持で、国家のために盡すのだという一念で、犠牲になつた人たちのなかであります。一方、戦争中に軍の指導者たちと、また軍閥とともに、この戦争に国民をかゝり立てたといふ大きな役目を果しておるのは、役人であり、官僚であります。その官僚たちは、追放條除者も恩給や扶助料、障害年金といふものをただちに受けておる。職業として割が

いいから、悪いからといつて選択したものでない、赤紙で動員されて、そして国家のためと思つて働いて、手を失つたり、あるいは足を切つて、松葉づえにすがつて、あるいはその遺族が生活に困窮しておる。こういう者に対して国家の補償が少いといふことは、私はどうしても合点が行かないのであります。

私は皆様方に、靜かにあの戦いたけなわでありました七、八年前に思ひをめぐらしていただきたい。いなかといわず、町といわず、全国の津々浦々で、毎日のように村人、子供、婦人會の日の丸の旗の波と万歳の声に送られて、そして、そしてひたすらにこのために命をささげて出征された若人を、戦争に負けたからといつて、国家に錢がないのだからしかたがないのだ、——錢がないならば、国家はあらゆる人たちに對する補償を切つてしまふ、これは別です。しかしながら、一方の公務員は既得権だ、この人たちは戦争に負けたのだからしかたがないのだ、といふやうなことであつてはならない、こゝう私は信ずるのであります。政治の要諦は、國民の信頼を守ることであり、國民の信頼は、信義を守ることであり、敗戦國として國費に限りありとしても、少くとも、同じやうにいろいろな立場にある人たちが、機会均等に國家の恩典に浴するといふことなればならぬ。そうすることによつて、私はたゞその金額は少くとも、納得してくだることだと思ふのであります。そういう観点から見まして、この法律案といふものがあまりに矛盾が多過ぎる。従つて以上申し上げたやうな趣旨を

もちまして、野党連合といたしまして、修正案を出すことに賛成しまして、そうして手続をいたしましたところ、遺憾ながら現段階においていけな、ノーという返事でありました。しかしながら、私も、今は占領されておりますのでやむを得ませんが、数句にしてほんとうにわれわれの考え方によつて、この法律といふものが審議できる時期が来るのであります。従つて私は本法案に對して、また修正案に對して、反對であると同時に、本法案を、獨立後において新しく独自の立場において、正しく立法することを希望して、反對意見を終ります。

○大石委員長 丸山直友君。○丸山委員 私は自由党を代表いたしました、ただいま議題となつております戦傷病者戦没者遺族等援護法案及び自由党を代表して高橋委員より提出せられております修正案に對し、賛成の討論をいたしたいと思います。さきにボツダム勅令の第六〇八号によりまして、當然受給権のあつた軍人等の恩給並びに扶助料が停止せられ、過去の戦争により國に殉じた者に對し、何ら國が報いることを得なかつたことは、まことに遺憾のきわみであります。先般平和條約が締結せられ、近くその発効を見、わが國も獨立國家として自立すべきときに際し、本法案の提案を見ましたことは、終戦後六年余待望しておつた遺族戦傷病者等の熱心なる望みにこたへる意味からいへば、これは當然の責務を盡す意味から考えましても、喜びにたえないところであります。この意味において賛意を表する次第であります。しかし、その法案の内容を詳細に検討した

し、その法案の内容を詳細に検討した

し、その法案の内容を詳細に検討した

し、その法案の内容を詳細に検討した

し、その法案の内容を詳細に検討した

況から顧みましても、またたいたいの金子委員の討論より見ましても、うなづける点があるのではありません。しかしながら、一方わが國の現段階における財政經濟の狀態から考えますと、この程度にとどめざるを得なかつた政府の立場も、一応はこれを承認し得るものでありますので、その大要に對して同意を表明すべきものと考へておる次第であります。

また修正案につきましては、以上述べた不満足な点の修正であります。この修正をもつてしましても、なお十分なるものとはいはれたいのであります。けれども、その修正案の内容を見ますと、國家補償的な意義のあることを明らかにした点と、受給者の範圍を拡大してある点、及び二十七年の年金受給時期と方法の変更、犯罪者の受給権の内容変更等を含むものであります。これらは最も現実に即したものと考へられますので、きわめて適切である修正として賛意を表する次第であります。

なお、以上申し上げましたほかに、今後はいろいろの意味におきまして修正を加へ得なかつた点、すなわち生活保護法との調整に關し、將來遺憾なきやうに處理をなすべきこと、障害年金、ことにその障害の重大なる者に對して、さらに一層の金額の増額を望ますべきこと、受給対象者の範圍を拡大すべきこと、さらに法律の内容、育英資金の増額を行い、戦没者の熱烈なる希望であつたと考へられる育英制度の普及徹底をはかるべきことを政府に要望いたします。そのほか事務的な方面といたしまし

ても、受給者の複雑なる家庭の紛擾等が予想されますので、これの処理と支給事務の簡素化と迅速及び慰霊祭につきましても、十分に遺家族の精神的な慰めの徹底せられる方法をもつて施行されたいというところをつけ加えておきます。

さらにまた、政府はすみやかに恩給法特例審議会を開き、徹底せる恒久的万全の措置を講ぜらるべきであるという強い要望を付しまして、本修正案及び修正部分を除く政府の原案に対して賛成の意を表する次第であります。

○大石委員長 岡良一君。

○岡(良)委員 私は日本社会党の立場から、政府はこの提出されました戦傷病者遺族等遺族等援護法案は、潔く撤回をしていただいて、平和條約が締結後すみやかに国会中に遺族並びにわれわれが納得し得る遺族あるいは戦傷病者に関する保障制度を実現していただきたい、こう考えておるのであります。

戦争に負けた国、あるいは戦争に勝つた国も、戦争が済んだあとで、まず何よりも急いでやらなければならぬことは、その戦争に従事をして、その従事をしておつた公務に基く事故によつてあるいは死亡し、あるいは肢体が不自由になつた、こういう犠牲者に対して、できるだけ手厚く報いるということ、これは国の重要な責任でありますから、すでにイタリアにおきましても、西ドイツにおきましても、一昨年十月、実に至れり盡せりの戦争犠牲者に対する扶助の制度が確立をされ、一九五一年における西ドイツの予算の中では、総予算の二〇・四％というも

のが、この戦争犠牲者の処遇のために国が投入したしておるのであります。わが国も同断であります。かつては明治憲法のもとにおいて、神聖にして侵すべからざる君主に対する忠誠と義勇奉公、しかし戦後民主憲法となり、主権在民の原則が確立されましたならば、われわれは当然この日本の民主主義への歴史的な大転換の礎となつたところの多くの兵のその忠誠に報い、その遺族に報いるために、できるだけの努力をいたすことは、当然の国の義務であらうと思つておられますが、残念ながらこの提出されました法案は、われわれの希望し、また遺族の期待するところと、あまりにも距離があるの

であります。本委員会が従来以来、この問題に非常に重大な関心を拂ひまして、その間自由党の同僚議員を初め、みんながそろつてこの問題の解決のためにいろいろ努力をして参つたことについては、われわれもすべての同僚の委員諸君と同時に、また厚生省事務当局の御苦心のほどに對しても、満腔の敬意を表するにやぶさかではありませうが、しかしこの法案に盛られておる内容を一つづつに点検いたしまするときに、遺憾ながらわれわれは冒頭に申し上げましたような態度に立たざるを得ないのであります。なおその点について具体的に二、三申し述べてみたいと存じます。

これは金子委員も御指摘になつたこととありますが、この二百三十一億という予算は、本年の二月二十七日に議決されました。しかも法律案は、本年三月十二日に提出されておるのであります。これが他の法案であるならば、たとい財政法上疑義があるといつたしま

しても、技術的にこれを認めることにもやぶさかではありませんが、しかしながら、この法案が、予算が議決されなつて、そのあとで出て来たということになりまうと、法案の内容が、あるいは年金といふ、一時金といふ、すべてが予算の問題となつて来るのであります。て、いわば洗面器の中に入れられた金魚のように、少し動けばわれわれはすぐこの予算の壁に突き当らなければならぬ、こういうような形であつて、この重要な問題とつ組まねばならぬといふことは、まづたくわれわれの大きな悲劇であつたと思つておられます。その結果といつたしまして、今日法案に盛り込まれたような、きわめてその内容において支離滅裂なものが露呈されて参つておるのであります。

たとえば、給付する対象にいたしましても、われわれは、これを軍人、準軍人については、昭和十二年七月七日を起算点にいたすべきであるといふことを主張したものであります。なぜならば、その当時、昭和十六年十二月八日までの戦没者は、十九万と想定されておりましたが、一体彼らに對して、いかなる一時金が與えられておるか。それは公債にいたしまして、五箇年間のすえ置き、三十箇年賦、そして一般兵における公債の額面はわずかに千三百円でありました。これでは同じ支那事変に携つて、家族を捨て、生業を離れ、しかも一命を戦場の露とされた兵らに對する処遇と、この法案によつて昭和十六年十二月八日の軍人、準軍人に對する一時金の支給とには、あまりにも大きな距離があることは、もはややる申し上げるまでもないのであります。

あるいはまた、対象の範囲にいたしましてもそうであります。たとえば、われわれは徴用工や、また船員や動員学徒を含むべきであるといふことを主張したしておるのであります。ところがそれがむなしくわれわれの要求は拒否されておるのであります。しかしながら、それにいたしまして、たとえば内地に勤務し、軍の管理工場に勤務したしまして、そうしてとうとうその勤務上の、業務上の事故によつて死亡いたしましたものは、約五千名ばかりが計上されております。ところが、この諸君は、やはり国家総動員法に基く国民徴用令によつて、白紙一枚で公務に従事したものであつて、決して赤紙による軍人と、その公務、その身分の關係においては異ならないと思つて

す。しかも、この諸君が、厚生年金によつて支給されておる年金は、わずかに五千五百円でありました。ところが、この法案によつて、ある部分戦地に勤務しておるところのもので、この法案の対象となり得る資格者に対しては、きわめて厚く報いられる。こういうような点は、徴用の線についても申し上げることができるのであります。こういう点で、われわれは戦争犠牲者に対して、処遇を厚くせんとするならば、厚い海よりも、まず何よりも、公平の原則というものが、これが最も重大であらうと思つておるが、この法案の対象についてみましても、この重大な公平の原則というものを、法案自体がこれをふみにじつておること

を指摘せざるを得ないのであります。あるいは教育の保障にいたしまして、われわれは、この法案の中に、いろいろな遺族処遇の給付の中には、当

然教育に関する保障を明文化すべきものと信じております。子供たちの進学の道を開いてやるということは、遺族たちにとつても母親にとつても、最も大きな光明であり、希望であります。ところが、この遺児の進学の道は、まだ門が非常に狭いことは、本年度わずかに六千七百円の予算が計上され、それによつて育英資金の教育を受けるものは、わずかに七千六百円、政府御当局が御調査の全遺児一万五千人の大学、高等学校の半ばを越えるというような数字でありまして、こういう点におきましても、この問題がまことに重大な問題である限りにおいては、やはり法案の中に明確にこれをうたうべきが至当であらうと考えます。

あるいは障害年金のごときにいたしましても、われわれは、別に異を好んで九万円の特項に與えろと言つてはありませぬ。御存じのごとく、昨年十月の東京都におけるCPSからこれを判断いたします場合、どうしても常時介護者を必要とするところのこの特項について、どうしても月当り七千余円というものが必要なのであります。従ひまして、われわれは、今日の物価水準において、彼らが十分に生活し得るところのこの七千余円というものから計算いたしまして、どうしても九万円というものが、必要であるという観点に立つて、われわれは障害年金は特項、一項、二項症においても、引上げを要求しておつたわけでありまして、これは、遺族年金についても同断でありまして、現在の遺族年金は、その点においては、政府におかれましても、あまりはつきりとした算定の基準をうかがうことができませんでし

あるいはまた、対象の範囲にいたしましてもそうであります。たとえば、われわれは徴用工や、また船員や動員学徒を含むべきであるといふことを主張したしておるのであります。ところがそれがむなしくわれわれの要求は拒否されておるのであります。しかしながら、それにいたしまして、たとえば内地に勤務し、軍の管理工場に勤務したしまして、そうしてとうとうその勤務上の、業務上の事故によつて死亡いたしましたものは、約五千名ばかりが計上されております。ところが、この諸君は、やはり国家総動員法に基く国民徴用令によつて、白紙一枚で公務に従事したものであつて、決して赤紙による軍人と、その公務、その身分の關係においては異ならないと思つて

す。しかも、この諸君が、厚生年金によつて支給されておる年金は、わずかに五千五百円でありました。ところが、この法案によつて、ある部分戦地に勤務しておるところのもので、この法案の対象となり得る資格者に対しては、きわめて厚く報いられる。こういうような点は、徴用の線についても申し上げることができるのであります。こういう点で、われわれは戦争犠牲者に対して、処遇を厚くせんとするならば、厚い海よりも、まず何よりも、公平の原則というものが、これが最も重大であらうと思つておるが、この法案の対象についてみましても、この重大な公平の原則というものを、法案自体がこれをふみにじつておること

あるいは障害年金のごときにいたしましても、われわれは、別に異を好んで九万円の特項に與えろと言つてはありませぬ。御存じのごとく、昨年十月の東京都におけるCPSからこれを判断いたします場合、どうしても常時介護者を必要とするところのこの特項について、どうしても月当り七千余円というものが必要なのであります。従ひまして、われわれは、今日の物価水準において、彼らが十分に生活し得るところのこの七千余円というものから計算いたしまして、どうしても九万円というものが、必要であるという観点に立つて、われわれは障害年金は特項、一項、二項症においても、引上げを要求しておつたわけでありまして、これは、遺族年金についても同断でありまして、現在の遺族年金は、その点においては、政府におかれましても、あまりはつきりとした算定の基準をうかがうことができませんでし

あるいはまた、対象の範囲にいたしましてもそうであります。たとえば、われわれは徴用工や、また船員や動員学徒を含むべきであるといふことを主張したしておるのであります。ところがそれがむなしくわれわれの要求は拒否されておるのであります。しかしながら、それにいたしまして、たとえば内地に勤務し、軍の管理工場に勤務したしまして、そうしてとうとうその勤務上の、業務上の事故によつて死亡いたしましたものは、約五千名ばかりが計上されております。ところが、この諸君は、やはり国家総動員法に基く国民徴用令によつて、白紙一枚で公務に従事したものであつて、決して赤紙による軍人と、その公務、その身分の關係においては異ならないと思つて

す。しかも、この諸君が、厚生年金によつて支給されておる年金は、わずかに五千五百円でありました。ところが、この法案によつて、ある部分戦地に勤務しておるところのもので、この法案の対象となり得る資格者に対しては、きわめて厚く報いられる。こういうような点は、徴用の線についても申し上げることができるのであります。こういう点で、われわれは戦争犠牲者に対して、処遇を厚くせんとするならば、厚い海よりも、まず何よりも、公平の原則というものが、これが最も重大であらうと思つておるが、この法案の対象についてみましても、この重大な公平の原則というものを、法案自体がこれをふみにじつておること

あるいはまた、対象の範囲にいたしましてもそうであります。たとえば、われわれは徴用工や、また船員や動員学徒を含むべきであるといふことを主張したしておるのであります。ところがそれがむなしくわれわれの要求は拒否されておるのであります。しかしながら、それにいたしまして、たとえば内地に勤務し、軍の管理工場に勤務したしまして、そうしてとうとうその勤務上の、業務上の事故によつて死亡いたしましたものは、約五千名ばかりが計上されております。ところが、この諸君は、やはり国家総動員法に基く国民徴用令によつて、白紙一枚で公務に従事したものであつて、決して赤紙による軍人と、その公務、その身分の關係においては異ならないと思つて

た。今日いわれる恩給法の特例に關し
ましては、恩給法特例制度審議會が、
來年三月三十一日までに何らかの成案
を得、またそれを制度化し、予算化す
るという意圖も見られますが、この
問題と本法案との関連性は非常に重大
であります。従いまして、われわれは
そうした恩給法特例制度審議會が、終
戦後停止され、あるいは制限されてお
るところの恩給なり、増加恩給なり、
あるいは扶助料等について、これを何
らかの形において復活をいたしますと
いうこの事態と本法案というものと
は、密接な關係を持つておるのであり
まして、総合的な観点から、この法案
の審議に當らねばならないと思つて
あります。

そういう観点から申しますと、た
とえば戦争中兵長から伍長に任官をい
たしましたその伍長の当時の常外居住
におけるところの給與は、一箇月五十
円である。これをベース・アップいた
しまして、これがたまたま戦争によつ
てその一命を失ひ、その遺族に對する
扶助料というものが、旧恩給法によれ
ば、大体三千四百、五百円という線が
出て來るのではありません。従いまして、われ
われが妻二万円、あるいは子また親一
万円という数字は、大体遺族の標準世
帯構成を、未亡人と子と、あるいは年
老いた親という形においてながめま
すときに、妻に二万円を、また父なり
子供に一万円を供與することによつ
て、月平均三千三、四百円の所得を保
障し得るという観点から、われわれは
やはり嚴密に適當なる納得のし得る基
準のもとに、年金を供與すべきである
ということ主張したいのであり
ます。

こういうような点につきましては、
あげればきりがないことではあります
が、とにかくにもこういうふうな観
点から本法案をながめるときに、
残念なことではあります。われわれは
今日まで三年の間この問題と取組ん
で來た一部同僚の皆さんと反對の立場
に立つことは、まことに遺憾ではあり
ますが、以上われわれはどうしてもこ
の法案をもつては、全国遺族にま
みゆることができないのでありまし
て、政府がすみやかに平和條約の発効
後、真に遺族とわれわれが納得し得る
立法ないし予算的措置を講ぜられるこ
とを期待いたし、またこのために本法
案を撤回すべきことを要求いたしま
して、本法案に對する反對の討論とい
つた次第であります。

○大石委員長 刈田アサノ君。

○刈田委員 私は日本共産黨を代表し
まして、ただいま議題となつておりま
す戦傷病者戦没者遺族等援護法案に對
しまして、自由黨の修正案を含めま
して、反對の意見を表するものであり
ます。

その詳細な討論は、本會議場に譲り
ますが、簡単に反對の理由を申しま
す。第一は、予算の点であります。金
額、対象の範圍を正確に調査いたしま
して、當時の實情、今日の現狀に應
じて、真に國家補償の見地から、金額な
り対象なりをきめて立てられました予
算でなくて、財政の都合から、言いか
えまますなれば、再軍備や彈圧費をま
づ大づかみにとつた残りからこれを
割出したものであります。まづた
不合理きわまるものであるからであり
ます。しかも、予算編成にあつて
は、關係法案を提出せず、内容不分明

のまな数によつて無理やりに押し通
し、後に至つての批判も修正も、すべ
てこのわく内ではつてしまふなど、
國會の権能をもつた無視したやり
方であります。

次に金額があまりにも少額に過ぎる
ということであり。七年間さんざ
ん待たせたあげく、妻で月八百三十三
円、子や父、母、祖父母、孫等で月四
百十六円とは、あまりにも關係者を愚
弄しておるわけであり。障害年金
の場合も同様であります。特に七項症
以下を打切つたことは、非人道とい
べきであります。關係者の要求は、最
低の数字としてこれを実施しなければ
ならない、これを支持するものであり
ます。

次に、対象の範圍を、政府が直接給
料を支給しておつた軍人軍属に限定し
ましたことは、この法案が再軍備の地
固めである。政府の意圖をむき出しに
したものであり、私どもは断じて同意
できないのであります。少くともこの
法案は、外地引揚者を含む一般の戦
争犠牲者に及ぶべきであり、少くとも
船員、徴用工、動員生徒、女子挺身
隊、また原爆によつて不可抗力に一家
の支柱を失つた人々にまでも、範圍を
拡大すべきであります。また一時金の
受給權は、すべて昭和十二年七月七日
以降をもつてすることは當然といわれ
ばなりません。

次に、生活保護法の併給についてで
あります。これにつきましては、同僚
諸君がすでに論及されたことござい
ますので、重複を避けまして、ここで
はつまびらかにいたしません。が、当然
これは生活保護法と併給すべきもので
あると、われわれは主張いたす次第で
あります。

次に、年齢による制限とか、結婚に
よる制限とか、または戸籍法等によつ
て受給權を制限するとか、あるいは医
療を更生医療の範圍に限定するとか等
に對しまして、私どもは反對するもの
であります。また当然年金は、命をさ
さげられた個人すべてに出すべきもの
でありまして高い方を選んでこれをと
れというふうな商人的根性には、ま
づたく反對するものであります。

次に、遺児の育英につきまして、当
然これは國の責任におきまして、少く
とも義務教育の國家負担は政府にお
いてやらねばならないものと考えます。
次に、一時金の公債支給の問題であ
ります。七年間まつたく空白状態に置
かれました遺族が、年賦償還金や利子
だけで、まづたかどうにもならない実
情は明白でありまして、こういう遺族
の狀態を知つておりますブローカー
が、今日すでに公債の売却の予約をと
つておると言われておるのであります
が、私たちは役に立たない紙ではなく
て、即刻受領することのできる現金を
渡すこと、少くとも公債を即時現金化
する道を開くべきだということを主張
するものであります。

その他この法案が不備であり、支離
滅裂であり、不合理きわまるものであ
るといふ点に關しましては、質疑の期
間を通じて私の述べましたところ
であり、詳しくは省略いたしますが、
こういうものをそのまま実施しますれ
ば、關係者の間にかゝつて大きな紛糾
を呼び起し、ぬぐうことのできない禍
根を残すことは必至であります。自由
黨の修正は、何らこの点を根本的に修
正するものではありません。野黨によ

つて作成されました修正案に對しまし
て、わが黨としてはなお多くの不満を
持つものでありますけれども、少くとも
これくらいは即刻修正すべきである
という意味で、一応これを支持するも
のであります。

要するに、本法案は、政府が國民を
欺き、デマ宣伝と秘密外交と國會無
視、憲法蹂躪をあえてしまつて結んだ
ところの講和條約や行政協定によつて
押しつぶされたところの遺族援護
法の残骸でありまして、私どもは、こ
ういふものを通すことを、日本人とし
て侮辱に思ふものであります。日本共
産黨は、再軍備費と民主勢力を弾圧す
る費用を削りまして、ほんとうの國家
補償に立脚したところの對策を即時作
成すべきだということを主張いたしま
して、本原案並びに修正案に反對の意
見を表明するものであります。

○大石委員長 青野武一君。

○青野委員 私は日本社會黨第二十三
控室を代表いたしまして、ただいま議
題となつた戦傷病者戦没者遺族等
援護法案に對しまして、基本的な考え
方について大きな相違点のあること
と、法律條文の内容について、つまび
らかに検討いたしました結果、私ども
は提出された法律案より、もつとり
つばな國家の義務としての最高の補償
のなされた援護法にするために、政府
の原案にも、自由黨の修正案にも、賛
成することはできません。従つて、私
は日本社會黨の党内に組織せられてお
ります戦争犠牲者對策委員會が慎重協
議を重ね、黨の機關を通じて正式に決
定をいたしております私どもの法律案
の要綱を大略主張いたしまして、それ
によつて反對の態度を表明したい。も

ちろん具体的に申し上げますと、非常な時間をとりますので……(討論と関係ないよ)と呼ぶ者あり)——反対するならば、どういふ案を持つておるかという質問があるでしょう。

(発言する者多し)

○大石委員長 静肅に願います。

○青野委員 従つて、私は、まず第一に、われわれといたしましては、基本的観念が非常に大きな隔たりがあるというところについて申し上げたい。それは各野党の委員からも言われましたように、予算が非常に少いということ、戦争犠牲者諸君の要望に、ほとんど沿うておられないような予算金額であるという点について、私どもは大きな不満を持つ。條文の内容を見て参りますと、大体国家義務を忘れて、恩惠的な内容が非常に多く盛り込まれておるというところであり、政府はこの法律案を出すにあつて、いまだ少く援護に對して真剣さと熱意を持つてもらいたかつたのであります。私は法律案文としてやりますと長くなりますので、省略して簡単に戦傷病者、戦没者遺族等に対する国家補償法の案としてその要綱を申し上げたいと思ひます。

第一が補償の対象であります。軍人、準軍人、軍属、未復員者、あるいは未復員者に準ずるものを含む、但し国家権力並びに軍命令によつて徴用された者、学徒勤労報国隊員、国民勤労報国隊員、あるいは船員。但し開拓義勇軍等は十分今年度において調査をいたしました者を明年度から追加するということである。補償の対象の第二は、公務に起因する死亡及び戦傷者に限るものとする。

二、補償の方法といたしましては、

年金——そのうちの未亡人の年金でございすが、未亡人並びに未復員者の妻に交付するもので、基本年金と均衡金の二種類に決定しております。その内訳といたしまして、(1)が基本年金で、一律に月額三千元を交付する。(2)が均衡金として、五十才以上、無能力者に対して月額一千元を交付する。次に、親年金であります。遺族並びに未復員者、戦傷病者——特項症から二項症までございすが、その親に交付するもので、基本年金は月額三千元と五千円の二種類に私どもは決定しております。片親の場合は三千元、両親の場合は五千円を交付する。また祖父、祖母、兄弟姉妹に準ずる。但し、祖父と父母の両方の場合、一方のみに交付する。戦傷病者年金につきましては、戦傷病の程度を七段階に区分してあることは、この原案の通りであり、最高月額一万円、最低月額二千元、平均六千元を交付するというところに私どもは決定しております。遺児年金につきましては、遺児並びに未復員者、戦傷病者——特項症から二項症までであります。その子に交付するもので、基本年金と教育加金の二種類にしてあります。基本年金は、十八才まで一律に月額一千元を交付する。但し孤児の場合は、基本年金を二十五才まで一律に月額三千元を交付する。教育加金は、義務教育在学中の者には、これを全額交付する。高等学校在学中の者には月額一千元を交付する。大学在学中の者には同じく月額三千元を交付する。次に、一時金としましては、遺族に弔慰金として、一柱につき十萬元の公債、年利六分を交付する。戦傷病者に対しては、傷病の程度に応じて

七段階に区分し、最高八万円、最低二万円、平均五万円を交付する。従来日華事変から太平洋戦争に入りますまでで支給済みのもので、調査の上適當な調整をする。遺族の一時金の交付順位は、配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母、兄弟姉妹とする。医療並びに補装具の給付は、戦傷病者に対して無期限に医療あるいは療養を與える。この点は、原案にあり、国立の保養所と同じようなものをつくるということも入つてゐるのであります。

特にこの原案にございせん福祉対策といたしましては、就職に關しては、未亡人、遺児、戦傷病者並びにその家族及び未復員者の家族の就職輔導施設の充実と、強制雇用法の制定を私どもは決定しております。母子金庫法の制定、住宅対策を特別に立てる。税金の關係は、本法律による交付金は一切免税とする。この点は原案及び修正案とは大きな隔たりがあります。

三、実施並びに交付機關は、本法律施行にあつては、中央並びに地方公共団体に民主的な審議會を設けること。交付は郵政機關によるを原則とする。

最後に、慰霊祭、追弔祭等の開催。地方公共団体等において慰霊祭、追弔祭を開催する場合の経費は、国庫がある程度の補助をする。中央において開催する場合に全額国費をもつてする。(討論はこれよりやめと)——討論はこれよりやめと。自由党の修正案と政府の出した原案に反対するならば、社会党はどういふ案を持つてゐるか……(だれも尋ねないよ)と呼び、その他発言する者あり)

○大石委員長 静肅に願います。——なお討論者も討論の趣旨の弁明を望みます。

○青野委員 なお本法律によつて、重複給與額と年金との差額等について、未復員者給與法を適宜改定する。この場合は給與額の高い方をとる。以上申し上げたのが、わが社会党第二十三控室の、戦傷病者戦没者遺族等に対する国家補償法案の要綱でございます。

これが実施の費用といたしましては、大体において一千八百八十四億円でございまして、その内訳の概要を申し上げますと、調査費に二億円、未亡人年金に三百億円、親年金が五百四億円、戦傷病者年金が三十二億円、遺児年金二百四億円、一時金四百四十二億円となるのであります。この財源は、しばしば各委員会、本會議等で問題になりました予備費二十億円、行政上の節約率を五分として約四十億円、合計六十億円を充當することができるとございしますが、一応この額を別途にいたしまして、防衛分担金の六百五十億円、安全保障費の五百六十億円、警察予備費の五百四十億円、海上保安費の八十六億円、これを合計すると一千八百三十六億円になるのであります。で、本法律案の予算二百三十二億円に對して、不足額が九百五十二億円になるものであります。ただいま申し上げ述べました、準軍事費とも見るべき一千八百三十六億円からこの足りない分を充當しても、なおかつ八百八十四億円、残る計算になるのであります。

私どもは、本會議を通じ、党をあげてこの軍事費と見られるような予算を無理に一千八百億円からとることによつて、戦争犠牲者の援護に十分の手がまわらない。国内的事情でなく、国外の勢力に押されてどういふ予算を組むということとは、裏返しにすれば、假想敵国を求め、日本の婦人から再び子供を奪ひ、青年に銃を持たせて、次の戦争の準備をするためにどういふ莫大な予算をとり、それに議會における大きな勢力は、国民の輿論、戦争犠牲者の希望を無視して、易々とどこかの命令に服従してどういふ予算を組んでゐる。警察予備隊にいたしまして、どこの世界に、警察予備隊がバズーカ砲を持ち、迫撃砲を持ち、輕戦車を持つてゐるか。そういうような費用を使うことによつて——大橋國務大臣の答弁を聞いておられますと、二十七年に警察予備隊員一人について一年間八十万円から九十万円いふ言つておる。そんなべらぼうな不必要な予算を組むことによつて援護の費用といふものは極度に削減せられる。従つて、こういうような予算をある程度削減すれば、今私が社会党の案として、社会党が考へておる案の費用をとりまして、まだ八百八十億の金が残る。誠意があればそういうような予算の組みかえもできるのでございすが、今の政府はそれをしようとしな。絶対多数の與党の自由党も、二百三十一、二億の予算のわくの中で無理に捻じようとするところの修正案でございまして、私どもは賛成することはできません。従つて賛成することができないから、私どもの案を、とやかく皆さんは言つておりますが、一応速記録を通じてこれを発表いたしました。やがてそれを修正案なり、この原案と比較検討せられれば、次々に修正をせざるを得ない

時期が私は迫つて来ると思う。こういう一方の單なる恩惠的な、申訳的な法律案を出しても、戦争犠牲者の諸君は腹の底から納得はいたしません。ほんとうに祖国を守つた、国民生活を守つた戦争犠牲者のために、国家の義務として補償の手を差延べて、援護法をつくらうといひますならば、まだ／＼私どもはもつと大きな予算の出て来ることを確信しておるのであります。従つて社会党といひまして、自由党の先ほど御発表になりました修正案に對しては、反對の意思を表明いたします。

最後に、私どもがまだ調査中であり、いろいろな事情で発表しておりませんけれども、われ／＼もまた議員として、政党员として努力をいたします。政府もまたこれらの諸点について献身的な努力をしてもらいたいという四項目の希望の意見を付して、私の討論を終りたいと思ひます。

その第一は、先ほど申し上げましたうちに、未復員者があります。未復員給與法と重複したり、給與の差額ができましたときには、これは適当に法律の改竄をすること、私どもは用意しております。未復員者給與法と特別未復員者給與法は、昨午外務省の発表によりますと、十一万六千名おるといわれておりますうちに、わずかに四万人だけが給與の対象になつておる。實際にまだこの二つの給與法以外に、国家の何ら恩恵に浴さない六万六千名という人が放任せられておるといふことは、全国の未復員者の留守家族の諸君が代表者を東京に送つたときに、幾多の資料に基いて、そういうことが書

かれておる。これらの六万六千名が、終戦後六年半の間、国家から何らの補償も恩恵も受けておらないことに對して政府はまじめにこれを調査して、これらに對して何らかの処置を講じてもらいたい。

第二は、戦災者の補償であります。B二九が日本を爆撃するようになつて、米英國の財産に損害を與えたといつて、こちらから向う三箇年、年に百億円の賠償金を拂うようにするならば、戦争になつて、御承知のように飛行機から爆撃をせられたり、焼夷弾によつて不慮の死傷をした者を、嚴密な調査によつて、これらの諸君に對して、適當なる国家的な補償がなされなければならぬ。ましていんや広島においては四十万の人口で原子爆弾のために一挙にして二十四万七千人の諸君が死亡した。その死亡した中に、広島師団の諸君が全滅したものは、これによつて適當な方法が講ぜられるかわかりませんが、広島市民の中で、広島師団におらない諸君が二十四万七千名の中に入つておる……。

○大石委員長 青野君、まことに恐縮であります。簡単に結論を願ひます。

○青野委員 ところで、長崎もその通りであります。こういうものは戦争犠牲者であるから、これを援護法の中に入れてないという法はございせん。

なお、外地の引揚者に対して、いろいろの手を通じて持つてゐる預金を全部巻き上げて、いまだにそれをもとをしない。政府の出先機関がそういうことをしている点についても、預かつた金は当然もどすべきである。これらについての政府の努力。

最後に、大きい上級の軍人は、どんな今の政府の手によつて戦犯が解除せられ、追放が解除せられてゐるが、軍艦の拘留所には、上官の命令によつて前線でいろいろ活動せられ、また七千名からの人が軍艦の拘留所におる。これらに對しては、特に政府が先頭に立つて無罪あるいは釈放の恩典に浴するような運動をすることも、これはやはり援護の重要な一つである。こういうことを考えますので、私は一、二、三、四と特に反對の意見を申し上げますと同時に、四つの要請事項を申し上げまして、政府原案、自由党の修正案ともに反對であるといふことを、ここに党を代表して意思を表明して、私の討論を終る次第であります。

○大石委員長 寺崎君。

○寺崎委員 私は農民協同党を代表して、本案に反對をいたします。以下簡単にその理由を申し上げます。

終戦以來すでに七年、一日千秋の思ひで本法律の出現を念じて来たわれわれは、國民もひとしくこの法案が上程されたのを喜んでおるものと思つておりますが、この法案の内容を見てみますと、改進黨、社会党から指摘されましたように、まことに満足できまらぬものでございませぬ。そうしてそのお茶を濁したような法案を持つて来て、援護法案のその精神が達成できるか、日本の國民が満足できるかといふことを考えますときに、私は、これは一応撤回していただいて、日本が独立国として発足する日も、あと旬日に迫つてゐる、その独立後において、真に英盟を慰め、戦傷病者及び遺族に對して援

護の手を差延べる法律を作成していただく。こういう理由から反對するものであります。

○大石委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず高橋等君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よつて本案は修正議決いたしました。

本案修正議決の結果、整理を要するものがあるときは、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議がなければそのように決します。

この際高橋等君より附帯決議を付する動議が提出されておりますから、本動議の趣旨弁明を求めます。

○高橋(等)委員 私は戦傷病者遺族等援護法案に關しまして、附帯決議を付する動議を提出いたします。まず決議案を朗讀いたします。

戦傷病者遺族等援護法案 附帯決議案

戦傷病者遺族等援護法案は暫定的措置である。よつて、政府は速かに恩給法特例制度審議會を開き、戦没者遺族、戦傷病者等に對する國家補償の制度を急速に確立すべきである。

○大石委員長 本案について討論の通告があります。岡良一君。

○岡(良)委員 われ／＼は、この附帯決議案に對しまして、野党各派一致いたしましたして、反對の意思を明確に表示いたしたいと思ひます。

その理由は、要するに、われ／＼が暫定的措置であるといふ決議をするよりも、法律案が提出されたときに、立法の府としてこれを明文化することがわれ／＼の任務であつて、かくのごとき決議案を添えることは、一種のゼスチュアにすぎないといふ点が多分にあります。いわゆる國家補償の制度を急速に確立すべきである——こういう制度を立法化することもまたわれ／＼國會議員の任務であるのでありまして、

こういう決議案をもつて政府に要求するのではなく、與党の諸君も、本法案に満足する意思を表明せられぬ以上、われ／＼立法の府にある者の責任において、明らかに予算的措置を講じ、立法の措置を講ずるといふのがわれ／＼の義務であり、また國民、遺族に對する

責任であるという観点において、かくのごとき附帯決議案に対しては、われわれは納得することができないことを申し上げたいと思います。

○大石委員長 ただいまの動議について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よつて動議の通り附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、本法律案の委員会報告書につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大石委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

これにて散会いたします。

午後五時二分散会

〔参照〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕